

2018年2月26日

各 位

株式会社SMB C信託銀行

「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の公表について

株式会社SMB C信託銀行（代表取締役社長：古川 英俊、以下「当行」）は、三井住友フィナンシャルグループのグループ会社として様々な新しいテクノロジーを積極的に取り入れ、お客さまの利便性向上や新規ビジネスの創造、生産性向上・効率化や経営インフラの高度化など、あらゆる分野でデジタルイノベーションを推進しております。

こうしたなか、銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）の規定に基づき、「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を制定致しましたので、公表致します。

今後も当行は、技術の進歩や経済・社会の変化によって生まれる新たなニーズに応え、お客さまに対してより付加価値の高い金融サービスを提供するために、電子決済等代行業者をはじめとする様々なパートナーとの積極的な連携・協働を通じて、従来の枠組にとらわれない新たなビジネスの創造を目指してまいります。

以 上

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

1. 基本方針

株式会社SMB C信託銀行（以下、当行）は、三井住友フィナンシャルグループのグループ会社として様々な新しいテクノロジーを積極的に取り入れ、お客さまの利便性向上や新規ビジネスの創造、生産性向上・効率化や経営インフラの高度化など、あらゆる分野でデジタルイノベーションを推進しております。こうしたなか、当行は、技術の進歩や経済・社会の変化によって生まれる新たなニーズに応え、当行のお客さまに対してより付加価値の高い金融サービスを提供するために、電子決済等代行業者をはじめとする様々なパートナーとの積極的な連携・協働を通じて、従来の枠組みにとらわれない新たなビジネスの創造を目指してまいります。

2. API 連携に係る方針

当行は、当行と電子決済等代行業者¹の連携に際し、当行に口座を保有するお客さまが、安心・安全を確保しつつ利便性の高いサービスをご利用頂けるよう、電子決済等代行業者とのAPI²連携を可能とする体制の整備を行ってまいります。

当行では、口座情報³に係るAPIの体制整備として、個人のお客さまの口座について、2020年3月を目処に、当行がお客さまより許可を得た電子決済等代行業者との間でAPI連携を行えるよう、必要な体制の整備を行う予定です。明確な対応時期はシステム対応に必要な検討終了後、速やかに公表します。

当行では、資金移動⁴に係るAPIの体制整備については、顧客保護及び社会的な情勢等の観点からAPI連携の必要性が高まることを見据え、検討してまいります。予定が明確になり次第公表します。

¹ 銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年六月二日公布）による改正後の銀行法（以下「改正銀行法」）第二条第十八項に定める事業者。別途当行が定め、今後公表する予定の「電子決済等代行業者との接続に係る基準」に合致し、当行との間で、電子決済等代行業に係る契約を締結した事業者に限る。

² Application Programming Interface の略。あるアプリケーションの機能や管理するデータなどを他のアプリケーションから呼び出して利用するための接続仕様のこと。

³ 改正銀行法第二条第十七項第二号に定める行為。

⁴ 改正銀行法第二条第十七項第一号に定める行為。

3. API連携に係るシステムに関する事項

当行が提供するAPI連携に係るシステムは、「オープンAPIのあり方に関する検討会」(事務局：一般社団法人全国銀行協会)による「オープンAPIのあり方に関する検討会報告書ーオープン・イノベーションの活性化に向けてー」⁵(2017年7月13日公表)記載のAPI仕様標準、セキュリティ原則に準拠して構築していく予定です。

個人のお客さまの口座に係るAPI連携システムの設計、運用及び保守については、第三者へ委託する予定です。

4. 参考情報

当行が提供するAPIの具体的な仕様などについては、当行サイト上で順次公開していく予定です。

5. 本件の担当部署

当行との連携及び協働についてご検討の電子決済等代行業者の方は、以下までお問い合わせ下さい。

デジタル・バンキング部 digitalbanking@smbctb.co.jp

以 上

⁵ <https://www.zenginkyo.or.jp/news/detail/nid/8261/>